平成３０年（フ）第９２号
兵庫県加古川市新神野５丁目４番５―406号
債務者　井口　健三
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８１号
奈良県大和郡山市長安寺町25番地７
債務者　尾形　厚子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８２号
奈良県大和郡山市長安寺町25番地７
債務者　尾形　一志
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３１号
奈良県生駒郡三郷町勢野北４―13―１、住民票上の住所奈良県橿原市五条野町1201番地の５
債務者　古川　英志
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４２号
奈良県桜井市大字上之庄531番地の１　401
債務者　永田　孝夫
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１９号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井388番地４下坪井団地２号、旧住所鳥取県鳥取市湯所町２丁目423番地３芦津荘11号
債務者　山本あき子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９０号
広島市中区西十日市町２番11―406号
債務者　仲摩　博之
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０９号
広島市安芸区船越南１丁目１番１―304号
債務者　中田　　亮
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０号
徳島県徳島市北沖洲２丁目９番55号　花乃苑居宅介護支援センター内、旧住所徳島県徳島市中常三島町３丁目19番地の３　橋本病院内
債務者　柳本　孝幸
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
愛媛県宇和島市柿原甲131番地２　柿原団地１棟103号
債務者　髙田　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第１号
高知県高岡郡椙原町下本村564番地
債務者　上田　成司
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第４号
高知県室戸市浮津三番町７番地
債務者　岡崎　好則
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
福岡県久留米市野中町1132番地１　コーポ湯の坂201号
債務者　山中　進藏
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２５号
福岡県久留米市山川安居野１丁目４番40―１号　ブリックタウン壱番館102号、前住所福岡県久留米市田主丸町豊城1911番地４
債務者　石橋　明美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２８号
福岡県小郡市大保1364番地４　みゆきハイツ103号
債務者　北里　　治
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３０号
福岡県久留米市東櫛原町874番地１　渕上コーポ203号
債務者　高田十三郎
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部